

ICD 友の会会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、ICD 友の会と称す。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を、原則として役員会で定められた場所におく。

(目 的)

第3条 本会は、ICD 友の会の健全なる発展を願い、ICD に関する正確な知識と最新情報の共有を図るとともに、会員相互の親睦の向上を図り、かつ ICD を植込んだことによって尊い命を救われたことを認識し、それら全ての人たちが健康で快適、かつ、より良い社会生活を送るために本会が役立つことを願い、相互に発展することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成する為に次の事業を行う。

- (1) ICD ならびに健康管理に関する知識の向上。
- (2) 大学・病院その他医療機関、患者団体等との協力。
- (3) 会報の発行。
- (4) 会員相互の親睦、情報の交換。
- (5) 会員その他の協力医師等による講演会・研究会・勉強会等の開催
- (6) その他、本会の目的達成に必要な事業等。

第2章 会 員

(会 員)

第5条 本会の会員は次のとおりとする。

- (1) 正会員 ICD を植込んだ者および植込みが予定されている者、もしくはその家族等で、第6条の手続きを行った者。
(入会后、ICD を撤去した者で、退会手続きをしていない者を含む)
- (2) 特別会員 ICD での治療に顕著な功績があり、「友の会」に対しての理解がある医師、技術者等であって、役員会の決議を経て会長が推薦した者。
- (3) 賛助会員 本会の趣旨に賛同し、物心両面で協力が得られる者。

(入会の手続)

第6条 正会員及び賛助会員として入会を希望する者は、所定の入会申込書を会長に提出する。

2. 特別会員は、役員会の決議を得て推薦し、本人の了承を得て入会とする。
3. 第8条により会員資格を喪失した者で再入会を希望するものは、役員会の決議を経なければ手続きすることができない。

(会 費)

第7条 正会員および賛助会員は、定められた会費を、本会に対して納入しなければならない。

2. 会員の資格を喪失した場合でも、既に納入した会費は返還しない。
3. 会員にして特に事情のある場合は、役員会の審議を経て会費の徴収を免除または減免することができる。
4. 会費は、所定の口座に振り込みしなければならない

(資格の喪失)

第8条 正会員および賛助会員は、次の事由により会員の資格を喪失する。

- (1) 退会を申し出て受理されたとき。
- (2) 死亡したとき。
- (3) 会費を2年以上滞納したとき。
- (4) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為、秩序を乱す行為等があったときは、役員会の決議により、これを除名することが出来る。

(退 会)

第9条 正会員および賛助会員が退会しようとするときは、書面をもって会長に届け出なければならない。

第3章 役 員 等

(役員および選任)

第10条 本会に次の役員を置く。

会 長	1名
副会長	若干名
運営委員	若干名
会計監査	2名以内

2. 役員は、正会員の中から総会において選任する。
3. 会長、副会長、運営委員は、本会運営の実務全般を執行する。

5. 会計監査は、執行役員を兼務することは出来ない。
6. 協力医師を若干名おくことが出来る。

(職 務)

- 第11条 会長は、本会を代表するとともに会務を総括し、総会の議長となる。但し、総会の議長は、総会の賛同を得て他の執行役員にその任を委任することができる。
3. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある場合はその職務を代行する。
 4. 運営委員は、会長、副会長を補佐し必要な会務を執行する。
会計は運営委員の中から1名を専任し会務を執行する。
事務局は運営委員の中から若干名を専任し会務を執行する。
 5. 会計監査は、財務状況を監査する。

(任 期)

- 第12条 役員任期は2年とする。但し、補欠役員任期は前任者の残任期間とする。
2. 役員再任は妨げない。
 3. 役員は、任期満了後も後任者が選任されるまでは、その任にあたるものとする。

(協力医師)

- 第13条 本会に協力医師をおくことが出来る。
2. 協力医師は、ICDの研究等に携わる医師の中から、それぞれその任にふさわしい人材に対し役員会の審議を得て、会長が委嘱する。

第4章 会 議

(構 成)

- 第14条 本会の会議は、総会および役員会とする。
2. 総会は、正会員、賛助会員および特別会員をもって構成する。

(総会の開催)

- 第15条 総会は、通常総会および臨時総会とする。
2. 通常総会は、事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。
 3. 臨時総会は、役員会が必要と認めたとき、または会員の5分の1以上から、その目的を示して請求があったときに開催する。

(総会の招集)

第16条 総会は会長が召集する。

(総会の決議事項)

第17条 総会は次の事項を決議する。

- (1) 事業計画および予算
- (2) 事業報告および決算
- (3) 役員を選任
- (4) 会則の変更
- (5) 会費に関する事項
- (6) その他本会の運営に関する重要な事項

(役員会の開催)

第18条 役員会は、必要に応じ随時に開催する。

2. 会長がその必要を認めたとき、または役員の2分の1から請求があったとき開催する。

(役員会の招集)

第19条 役員会は会長が召集する。

(役員会の決議事項)

第20条 役員会は、次の事項を審議、決定する。

2. 役員会は、事業推進に必要とする役員の新補充、ならびに緊急を要する事項についてはこれを議決することが出来る。但し、直近の総会にて追認を要する。
 - (1) 総会に付議すべき事項
 - (2) 総会の決議を要しない会務の執行に関する事項

(会議の方法)

第21条 総会は、本会の会員総数の2分の1以上の出席者(委任状出席を含む)をもって成立することとし、その過半数によって議決する。賛否同数の場合は議長がこれを決定する。

2. 役員会は、役員2分の1以上の出席(委任出席を含む)をもって成立し、その過半数によって議決する。

(専門委員会)

第22条 本会の業務を運営するために必要なときは、役員会の審議を経て専門委員会をおくことができる。

2. 専門委員会の委員は、会員より選任する事ができる。但し、最低1名の役

員の参入がなければならないこととする。

3. 専門委員会の委員は、役員会の審議を経て会長が委嘱する。

第5章 事務局

(事務局)

第23条 本会の事務を処理するために、事務局をおく。

2. 事務局に関する事項は、役員会において定める。

第6章 資産、個人情報および会計

(資産の管理)

第24条 本会の資産は、役員会の責任において管理する。

(個人情報の管理)

第25条 会員の個人情報は、役員会の責任において管理する。

(経費)

第26条 本会の経費は、会費、寄付金およびその他の収入によってこれを賄う。

(事業年度)

第27条 本会の事業年度は、毎年4月1日に開始し、翌年3月31日に終了する。

第7章 雑則

(雑則)

第28条 会員は会の目的に反することをしてはならない。また、以下の事をしてはならない。

- (1) 個人的な信条、宗教の事は会に持ち込まない。
- (2) お互いのプライバシーの情報を外部に漏らさない。
- (3) 相手の人格を尊重し、個人的な攻撃（批判、説教）をしない。
- (4) 個人で他機関との接触をしない。原則として会を通して行うものとする。
- (5) 会の名前をみだりに使用して個人的な行動をすることを禁ずる。もし、そうと思われる行為があった場合、第3章第7条によりこれを除名することができる。
- (6) 会の信用を失墜させる行為を禁ずる。もし、そうと思われる行為があった場合、第2章第8条（4）項によりこれを除名することができる。

第8章 補 則

(補 則)

第29条 本会則に規定する会務執行のために必要な事項は、役員会の審議を経て定める。

第30条 本会の会則第7条に規定する会費は次のとおりとする。

正会員 3ヶ月 1,000円

賛助会員(団体) 1口 年 10,000円

賛助会員(個人) 1口 年 2,000円

(付 則)

第31条 本会則は、平成16年5月30日 施行実施する

第32条 本会則は、平成18年5月28日一部を変更する

第33条 本会則は、平成19年5月27日一部を変更する

第34条 本会則は、平成24年5月27日一部を変更する

第35条 本会則は、平成25年6月2日一部を変更する

以上